

今回のテーマ : 「マイナンバー制度が始まる その 5」

いよいよマイナンバーが届く頃となりました。今回は、マイナンバーの取扱いに関する注点を 5 項目ピックアップし Q & A 形式で簡潔にお知らせします。

- Q1** 扶養控除等異動申告書の提出を受けない乙欄適用従業員や、1 日だけのアルバイトで雇用する人からもマイナンバーの提供を受ける必要がありますか。
- A1** 提供を受ける必要があります。
源泉徴収票や給与支払報告書作成の際マイナンバーが必要です。
- Q2** マイナンバーの提供を受ける際、番号確認と身元確認が必要ですが、従業員からマイナンバーを収集する場合身元確認は必要ですか。
- A2** 対面で本人と確認できるときは身元確認は不要（入社時に運転免許証等で身元確認をしている場合に限る）です。
- Q3** 講演や原稿執筆などの依頼者が遠方に居住しているのですが、どのようにして本人確認をすればよいですか。
- A3** 「通知カードと運転免許証」または「個人番号カードの表裏」をスマートフォンで撮影の上送付してもらう等の方法があります。
- Q4** 住宅ローンの借入で銀行に提出するため、従業員から源泉徴収票を求められましたが、マイナンバーが記載された給与所得の源泉徴収票を渡してもよいですか。
- A4** 渡してはいけません。
平成 27 年 10 月 2 日の改正により本人交付用の源泉徴収票には、本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととなりました。
- Q5** 従業員が 100 人以下の中小規模事業者もマイナンバー取扱規程を策定しなければなりませんか。
- A5** 策定の必要はありません。
マイナンバーの取扱方法や責任者・事務取扱担当者が明確になっていれば足りります。

